

証拠説明書(乙A号証)

2021年7月8日

被告ら訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

(乙A1~16)

| 番号 | 枝番 | 標目 | 作成者 | 作成年月日 | 原本写の別 | 立証事項 |
|----|----|---|------|------------------|-------|---|
| | 1 | ジュリスト臨時増刊1974年6月21日号「特集我妻法学の足跡」表紙 | 有斐閣 | 1974.6.21 | 写し | |
| 1 | 2 | 論文「私法の方法論に関する一考察」(ジュリスト臨時増刊1974年6月21日号「特集我妻法学の足跡」所収) | 我妻栄 | 1926 | 写し | 我妻栄の出発点の課題・問題意識が「社会事情が著しき変遷を遂げた結果、その合理的体系の裡に収められた箇々の法律が、新たな社会現象に適用せられたときに、現時の新しい倫理観念に矛盾するような結果が生じることが多い」。この時、法律の純論理的解釈に満足せざる法律家の総ての努力は、社会事情の著しき変遷に対し、現時の新しい倫理観念に適合した法律の解釈はいかにして可能か、という法解釈学の方法論にあったこと。 |
| | 3 | ジュリスト臨時増刊1974年6月21日号「特集我妻法学の足跡」奥付 | 有斐閣 | 1974.6.21 | 写し | |
| 2 | 1 | 「法学概論」(法律学全集)(抜粋) | 我妻栄 | 1974.6.30(初版第1刷) | 写し | 我妻栄の最晩年の課題・問題意識も乙A1のそれと同様であったこと。 |
| | 2 | 同上 あとがき | 田中二郎 | 同上 | 写し | 「家庭共同生活体を脅かすもの」として「災害」を取り上げ、「新たに登場した脅威として見逃せない新顔が二つある。」として「交通事故」「公害」を取り上げると予告したまま急逝した我妻栄が生前、書き残したメモに「人間の生存と健康を脅かす公害問題 四大公害訴訟事件の意味するもの」があったこと。 |
| | 3 | 同上 奥付 | 有斐閣 | 同上 | 写し | |
| 3 | | 追悼文「我妻法学の全体像」(ジュリスト臨時増刊1974年6月21日号「特集我妻法学の足跡」所収) | 四宮和夫 | 1974.6.21 | 写し | 我妻栄が出発点で確立した乙A1に示された法解釈学の方法論に従って、終生、誠実に法律問題の解決を追求したこと。 |
| 4 | | 追悼文「私法の方法論に関する一考察」(ジュリスト臨時増刊1974年6月21日号「特集我妻法学の足跡」所収) | 川島武宜 | 同上 | 写し | 今日の法律学のためにも、我妻栄が出発点で確立した乙A1に示された法解釈学の方法論を正確に理解することが不可欠であること。 |

| | | | | | | |
|---|---|--|--------------|------------|----|---|
| 5 | 1 | 「公害十四法が成立」という見出しの記事 | 朝日新聞社 | 1970.12.19 | 写し | 高度経済成長の中で日本中で公害による被害が深刻化し、公害対策について従来の法体系では「法の欠缺」状態だった時、1970年の特別国会（公害国会）で公害対策基本法から調和条項「経済の健全な発展との調和が図られるようにする」を削除、命・健康の擁護を最優先とする姿勢に大転換する法改正を行い、さらに水質汚濁防止法の制定など公害問題に関する14の法令の抜本的な整備が行われたこと。 |
| | 2 | 「成立した十四の公害関係法」という見出しの記事 | 同上 | 同上 | 写し | 同上 |
| 6 | | 決定 | 仙台高裁第2民事部 | 2013.4.24 | 写し | チェルノブリ事故による健康被害の報告書『チェルノブイリ 大惨事が人びと環境におよぼした影響』のデータに基づき、2013年、郡山市において、今後種々の健康障害（晩発性障害）の予測を指摘した医師の意見書（乙B23）が、本決定10頁下から10行目以下に取り上げられたこと。 |
| 7 | 1 | 難民の地位に関する条約原文（英語） | | 採択1951 | 写し | 本条約により、難民に対する追放が許されるのは「国の安全または公の秩序を理由とする場合」に限られること（32条1項）、たとえ追放が許される場合であっても、追放先が迫害を受けるおそれのある領域の場合、当該追放は禁止されること（33条1項）という指導原理が明らかにされた。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 国連難民高等弁務官事務所 | | 写し | |
| 8 | 1 | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（略称 社会権規約）原文（英語） | | 採択1966 | 写し | 本規約11条1項で、全ての人に「適切な住居（adequate housing）」を内容とする居住権（権利）を認めた。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 外務省 | | 写し | |
| 9 | 1 | 一般的意見第4原文（英語） | 社会権規約委員会 | 1991 | 写し | 社会権規約が認めた居住権の内容を具体化する本文書において、 ・第8項で、すべての人は、強制退去、嫌がらせ及び他の恐れに対して、これを防止することを目的として裁判など法的な訴えができる「居住の継続的保障」を認めた。 ・第18項で、「居住の継続的保障」の例外的措置として強制退去が正当化されるのは？「最も例外的な状況において」、？「関連する国際法の原則に従った」という2つの要件が備わった場合に限られることを明らかにした。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 青山学院大学教授 申恵手 | | 写し | |

| | | | | | | |
|----|---|----------------------------|--------------|-----------|----|--|
| 10 | 1 | 一般的意見第7 原文(英語) | 同上 | 1997 | 写し | 社会権規約が認めた居住権を実効あらしめるため、現実の強制退去問題に焦点を当て、強制退去行為の側面から居住権の内容を再構成したもの。本文書において、 ・第17項で、強制退去を正当化する手続的要件として、「適切な代替住居の誠実な提供」を要求した。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 青山学院大学教授 申恵手 | | 写し | |
| 11 | 1 | 第2回日本政府報告書に対する所見 原文(英語) | 同上 | 2001.9.24 | 写し | 1、阪神・淡路大震災後の対応について、 ・「兵庫県により計画し実行された大規模な再定住計画にもかかわらず、最も震災の影響を被った人々が必ずしも十分に協議を受けず、その結果、多くの独居老人が、個人的注意がほとんどあるいは全く払われることなく、全く慣れない環境に起居していることに懸念」が表明された。 ・「阪神・淡路地域の被災者のうち、貧困層にとっては、自らの住宅再建資金の調達がますます困難になっていることに懸念をもって留意する」旨が表明された。 2、社会権規約の裁判規範性について、我が国の平成元年3月2日最高裁判決に対し、「規約の規定に直接的効力を持つものはないとの誤った根拠に基づき、司法の決定が、一般的に規約に言及していない事実があることについて懸念」が表明された。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 外務省 | | 写し | |
| 12 | 1 | 第3回日本政府報告書に対する所見 原文(英語) | 同上 | 2013.5.17 | 写し | ・24において、放射能災害からの国内避難民の居住権についても、その保障が「十分に満たされなかったことに懸念を表明し」、国内避難民は単なる保護の対象ではなく、何よりもまず人権の主体であることを踏まえた「人権の観点に基づくアプローチを採択するよう勧告」し、それゆえ人権の根本である「法の下での平等」が貫徹されるように、居住権の「享受において差別したり、差別を導くようなことのないことを確保することを勧告」し、居住権の侵害つまり強制退去に対し、これを防止することを目的として裁判を起す権利がどのように保障されているかに注視し、それに関する情報提供を日本政府に求めたこと。 ・25において、日本を訪問して調査した特別報告者アナンド・グローバーの報告書を日本政府が履行することを強く勧告したこと。 |
| | 2 | 同上 日本語訳 | 外務省 | | 写し | |

| | | | | | | |
|----|---|--|------------------------|----------|----|---|
| 13 | 1 | 国内強制移動に関する指導原則 | 国連人権委員会 | 1998 | 写し | <p>・序で、人災の結果として「国内避難民」となった者に適用すると明記しており、原発事故により避難を余儀なくされた被告らは「国内避難民」としてこの指導原則が適用されること。</p> <p>・本文書が重視する基本原理は「強制移動の禁止」であり、国内避難民は、恣意的に強制移動されることのない権利を有すること（原則6）、及び自らの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされるおそれのあるあらゆる場所へ強制移動されることのない権利を有すること（原則15）、他方で、政府などの当局は、国内避難民の強制移動につながるような状態を防止する義務を負い（原則5）、強制移動を全面的に回避するため、すべての実行可能な代替案が検討する義務を負うこと（原則7）という指導原理を明らかにしたこと。</p> |
| | 2 | 同上 日本語訳 | GPID日本語版作成委員会（代表：墓田 桂） | | 写し | |
| 14 | 1 | 国連人権理事会に提出した訪日報告書（勧告部分） 原文（英語） | 国連人権理事会の特別報告者アナン・グローバー | 2013.5 | 写し | <p>放射能災害からの国内避難民に居住権を保障する必要性について次の通り明確に述べた。 《低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性はあるので、避難者は、年間放射線量が1mSv以下で可能な限り低くなった時のみ、帰還することを推奨されるべきである。その間、日本政府は、全ての避難者が、帰還するか、避難続けるかを自分で決定できるように、全ての避難者に対する財政的援助及び給付金を提供し続けるべきである。》</p> |
| | 2 | 同上 日本語訳 | ヒューマンライツ・ナウ翻訳チーム | | 写し | |
| 15 | 1 | 意見書「国際法における居住権の相貌」（「国際人権の地平」所収） | 明治学院大学教授阿部浩己 | 2002.2.1 | 写し | <p>居住権を認めた社会権規約11条1項の原文「adequate」に対し、日本政府訳の「相当な」よりも「適切な」という訳語のほうが、居住権の内容に照らし、他方で日本語の本来の意味に照らし、より適切であると判断したこと。</p> |
| | 2 | 同上 奥付 | | | 写し | |
| 16 | 1 | 「居住福祉法学と福島原発被災者問題 特に自主避難者の居住福祉に焦点を当てて」72～75頁（「東アジア民法学と災害・居住・民族補償（後編） 災害・環境・居住福祉破壊現場発信集」所収） | 北海道大学教授 吉田邦彦 | 2015 | 写し | <p>急ごしらえした仮設住宅でなく、堅固な国家公務員宿舎等の転用の場合、なにゆえ一時使用許可の期間を「最長2年」に限定するのか、その延長の期間も「最長1年」に限定するのか、それに合理性があるのかとその時限性に疑問を指摘したこと。</p> |
| 16 | 2 | 同上 奥付 | | | 写し | |

証拠説明書(乙B号証)

2021年7月8日

被告ら訴訟代理人弁護士 柳原 敏夫

(乙B1~22)

| 番号 | 枝番 | 標目 | 作成者 | 作成年月日 | 原本写の別 | 立証事項 |
|----|----|--|-------------------------------|------------|-------|---|
| 1 | 1 | 図説17 都県放射能測定マップ+読み解き集(増補版) 表紙 | みんなのデータサイト出版 | 2020.4.6 | 写し | |
| | 2 | 同上 本文(抜粋) | | | 写し | 福島県内の土壌汚染は、会津の西部地域を除き、大部分で放射線管理区域の基準を超えること、県内主要都市の土壌汚染濃度とチェルノブイリ原発事故の際の避難基準との比較 |
| | 3 | 同上 奥付 | | | 写し | |
| 2 | | bq/kgからbq/m ² への変換方法について(専門家が答える暮らしの放射線Q&A) | 日本保健物理学会 | 2013.2.27 | 写し | bq/kgからbq/m ² への変換方法 |
| 3 | 1 | チェルノブイリ原発事故ベラルーシ政府報告書 表紙 | ベラルーシ共和国非常事態省チェルノブイリ原発事故被害対策局 | 2013.5.20 | 写し | |
| | 2 | 同上 本文(抜粋) | | | 写し | ベラルーシ共和国におけるチェルノブイリ法に基づく避難地域区分 |
| | 3 | 同上 奥付 | | | 写し | |
| 4 | 1 | 「空気中に浮遊する放射性物質の疑問25-放射性エアロゾルとは」表紙 | 日本エアロゾル学会編 | 2017.12.18 | 写し | |
| | 2 | 同上 本文(抜粋) | | | 写し | 原発から大気中に放出される放射性物質の多くは大気中のエアロゾルと混在、混合して拡散すると考えられていたこと |
| | 3 | 同上 奥付 | | | 写し | |
| 5 | 1 | 「低線量放射線を超えて」福島・日本再生への提案 表紙 | 宇野賀津子 | 2013.8.5 | 写し | |
| | 2 | 同上 本文(抜粋) | | | 写し | 体内に入った放射性セシウムはイオンとして存在すると考えられていたこと |
| | 3 | 同上 奥付 | | | 写し | |
| 6 | | 「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(平成26年版)」QA2 | 環境省 | 2014 | 写し | セシウム137の生物学的半減期 |

| | | | | | | |
|----|---|---|-----------------------------|------------|----|---|
| 7 | | 電子顕微鏡がとらえた放射性粒子：福島第一原子力発電所事故初期に大気中に放出された放射性粒子の物理化学的性質 | 足立光司 | 2015.8.13 | 写し | 2011.3.14～15日に筑波市の大気からセシウムボールが採取されたこと、その性質 |
| 8 | | 「イメージングプレート画像解析を用いた首都圏の土壌における放射性降下物の調査」日本放射化学会・放射化学討論会研究発表要旨集より | 箕輪はるか外 | 2012.10.3 | 写し | 2011年4～11月に首都圏の70か所から土壌試料を採取し、含まれる放射性物質を調べた結果によれば、試料中に特に放射性濃度の高い粒子が確認されたこと |
| 9 | 1 | 「福島事故から東京へ降下した放射性セシウムの主要化学形態～ガラス状微粒子への濃集～」 | 宇都宮聡 | 2016.6.26 | 写し | 福島原発事故の後東京都心に降り注いだ放射性物質は、ガラス状微粒子に沈着しているが、この粒子の拡散による環境への影響は未解明であること、不溶性のセシウム粒子の生物学的半減期は、水溶性のものに比べて長いと考えられること |
| | 2 | メール文 | 宇都宮聡 | 2018.1.31 | 写し | 上記記事の一部に誤植があること |
| 10 | 1 | 「土壌・タケノコ・椎茸に含まれる福島第一原子力発電所由来の放射性セシウムの物性・構造・形状（環境放射能雑誌139巻所収）」 | 茨城大学フロンティア応用原子科学研究センター新村信雄外 | 2013.9.21 | 写し | 福島原発事故由来の放射性セシウムは、非水溶性の微粒子の形態で存在していること |
| | 2 | 同上 訳文 | 河野益近 | | 写し | |
| 11 | | サイエンスZEROシリーズ(13)「謎の放射性微粒子を追え！」 | NHK | 2014.12.20 | 写し | NHKがセシウム含有放射性微粒子について報道したこと |
| 12 | | クローズアップ現代「原発事故から6年 未知の放射性粒子に迫る」 | NHK | 2017.6.6 | 写し | NHKがセシウム含有放射性微粒子について報道したこと（なお、印刷設定の稚拙さから印刷ができなかった部分は手書で補充している。） |
| 13 | | 「関東に放射性微粒子飛来」 | 茨城新聞社 | 2018.1.14 | 写し | 茨城新聞が、セシウム含有放射性微粒子について報道したこと |
| 14 | | 「検査結果報告書」 | 河野益近 | 2018.11.16 | 写し | 福島の土壌に含まれる放射性セシウムは、その98パーセント以上が不溶性であること |
| 15 | | 粒子状放射性物質の再浮遊と移流による2次汚染 | 飽本一裕 | 2014.1.21 | 写し | 東日本に大量に飛散し、沈着した放射性物質が、再浮遊、移流することにより、住民の健康リスクが懸念されること |
| 16 | | プルトニウムに関するめやす線量について | 原子力委員会 | 1969.11.13 | 写し | 放射性微粒子の粒径分布による沈着率の違い |
| 17 | | 「福島原発炉内の反応と環境問題 - 最先端ナノ・ミクスケール分析で挑む - 」JGL13巻3号所収 | 宇都宮聡 | 2017.3.1 | 写し | セシウム含有不溶性放射性微粒子の内部被ばくについては、生物学的半減期は数十年と推定されること |
| 18 | 1 | 不溶性セシウムによる内部被ばく線量のモデリング | 真辺健太郎・松本政雄 | 2017.12.2 | 写し | ICRPとしてもセシウムボールの体内摂取にはこれまでのICRPの手法は適用できないとして新たな手法の開発に向けての試みがなされていること |
| | 2 | 同上 訳文 | | | 写し | |

| | | | | | | |
|----|---|---|----------------|------------|----|--|
| 19 | | 意見書 | 河野益近 | 2018.3.23 | 写し | セシウム含有不溶性放射性微粒子の内部被ばくによる健康リスクについて |
| 20 | | 福島県及びその周辺地域で居住することのリスクと避難の正当性 - - 主に不溶性放射性粒子による被曝の危険性から - - | 郷地秀夫 | 2018.3.31 | 写し | 福島から避難することの正当性、セシウム含有不溶性放射性微粒子の内部被ばくによる健康リスクについて |
| 21 | | 福島第一原発劣化進む建物も | NHK | 2020.4.27 | 写し | 東京電力が原子力規制委員会に対し、福島第一原発の10の建物の劣化が著しく進んでいると報告したこと |
| 22 | | 福島第一原発 放射性物質 放出量が前年比2倍に | 同上 | 2019.3.8 | 写し | 福島第一原発における2019年1月までの1年間の放射性物質放出量が2018年1月までの1年間の放出量の約2倍になったこと |
| 23 | 1 | 意見書(1頁目) | 松井英介 | 2011.10.28 | 写し | 本意見書作成者松井英介氏のプロフィール |
| | 2 | 同上(9~24頁) | 同上 | 同上 | 写し | チェルノブリ事故による健康被害の報告書『チェルノブイリ 大惨事が人びとと環境におよぼした影響』のデータに基づき、2013年、郡山市において、今後種々の健康障害(晩発性障害)の予測を指摘したこと(この記述が、仙台高等裁判所の決定[乙A6]中に取り上げられたこと。 |
| | 3 | 同上(ラスト頁) 署名 | | | 写し | |
| 24 | | ドキュメンタリー映画「真実はどこに? WHOとIAEA 放射能汚染をめぐる」 | ウラディミール・チェルトコフ | 2004 | 写し | 2001年のIAEAとWHOの共同主催によるキエフ国際会議の中で、IAEA代表が被ばくの影響について「解決不能な科学認識論の問題で、直接理解する術はない。私達は知らない」と発言したこと(DVD12分~)。 |

令和2年(ワ)第 号、同第××号 建物明渡等請求事件
原告 福島県
被告 Y 外1名

証拠説明書(乙C号証)

2021年7月8日

被告ら訴訟代理人弁護士 柳原敏夫

(乙C1~2)

| 番号 | 枝番 | 標目 | 作成者 | 作成年月日 | 原本写の別 | 立証事項 |
|----|----|----------------------------------|--------------|--------|-------|--|
| 1 | | 論文「チェルノブイリ原発事故に関するメディア言説の分析」 | 慶応大学準教授 山腰修三 | 2015.3 | 写し | 日本政府が1986年のチェルノブイリ事故のあと、「日本はソ連とちがいで、高度の技術を持っており、原発の構造の型もちがう。チェルノブイリのような事故は絶対起きない」旨を断言していた事実 |
| 2 | 1 | インタビュー「二十四年目に語る被爆体験」(丸山真男話文集1所収) | 丸山真男 | 1969.8 | 写し | 24年前に広島に投下された原爆による放射能被ばくの影響がずっと続いており、それはさながら毎日原爆が落ちているようなものであり、広島は毎日起こりつつある現実で、毎日々々新しくわれわれに問題を突きつけていること。 |
| | 2 | 同上 奥付 | | | 写し | |